

新旧対照表（電子交付サービス利用規定）

改定前	改定後
<p>8. 法令等の遵守と規定の変更</p> <p>(1) 本サービスの利用にあたっては、当行および契約者は日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。なお、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、当行はこの規定を変更することがあります。<u>この場合は、当行は当該ホームページにて告知することとし、変更日以降は、変更後の規定により取り扱うものとします。</u></p> <p>(2) この規定に定めのない事項については「<u>荘銀投信ダイレクト取引規定</u>」により取り扱います。</p>	<p>8. 法令等の遵守と規定の変更</p> <p>(1) 本サービスの利用にあたっては、当行および契約者は日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。なお、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、当行は<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき</u>この規定を変更することがあります。<u>改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当該ホームページまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>(2) この規定に定めのない事項については「<u>荘銀投信ダイレクト取引規定</u>」により取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">以 上 2020 年 4 月 1 日 改定</p>